第12回大樹町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和3年7月29日(木)午後1時30分
- 2. 場 所 大樹町役場委員会室
- 3. 出席委員 17名

1	乙部	毅博	2	吉田	義明	3	猪飼	敬司
4	吉田	洋一	5	太田	勝義	6	片岡	文洋
7	齊藤	徹	8	牧田	日出男	9	辻本	一夫
10	向井	良治	11	富倉	浩之	12	金曽	浩文
13	太田	福司	14	竹内	稔			
16	岩岡	栄一	17	原口	武実	18	穀内	和夫

4. 欠席委員 1名

15 今村 昭仁

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第27号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況

の確認について

日程第3 議案第28号 農地法第5条の規定による許可について

日程第4 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画の決定について

- 6. 事務局 吉田局長、豊吉係長、眞鍋主査
- 7. 閉会時間 午後1時50分

8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、第12回 大樹町農業委員会総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、7番齊藤 徹委員、8番牧田日出男委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明求めます。

吉田局長

それでは、6月29日開催の第11回総会以降に行われました業務等につきまして、報告致します。

(議案に基づき業務報告を説明)

以上で業務報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第27号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認 について」の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第27号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認 について」の提案説明申し上げます。

農地法第18条の規定では農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。

農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。

今回もこの例外規定の合意解約4件の届出があり、その成立の可否について 審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終ります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

議案第27号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」 説明させていただきます。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第27号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」の件を提 案説明申し上げます。

農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい 、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要 がございます。

転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることになります。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。

内訳は牛舎建設のための転用申請1件となっております。

つきましては、その申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上 げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終ります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」説明させていただきます。

(議案に基づき説明)

以上で、説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、調査班より調査報告を求めます。第3班班長、牧田日出男委員から報 告願います。

牧田委員

本案件は牛舎建設のために農地を転用するものです。

現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地 、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

それでは、提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。

今回ご審議頂きます申請は2件でございます。

内訳は、売買1件、賃貸借の更新が1件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げます ので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終ります。

議長

それでは、内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

議案29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について」説明させていただきます。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

申請番号1番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買受

のため、また、申請番号2番については賃貸借権更新のため、ともに地域調整 報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。

吉田局長

次回の総会につきましては、8月27日金曜日を予定しておりますので、よろ しくお願いいたします。

議長

以上をもって、第12回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。